

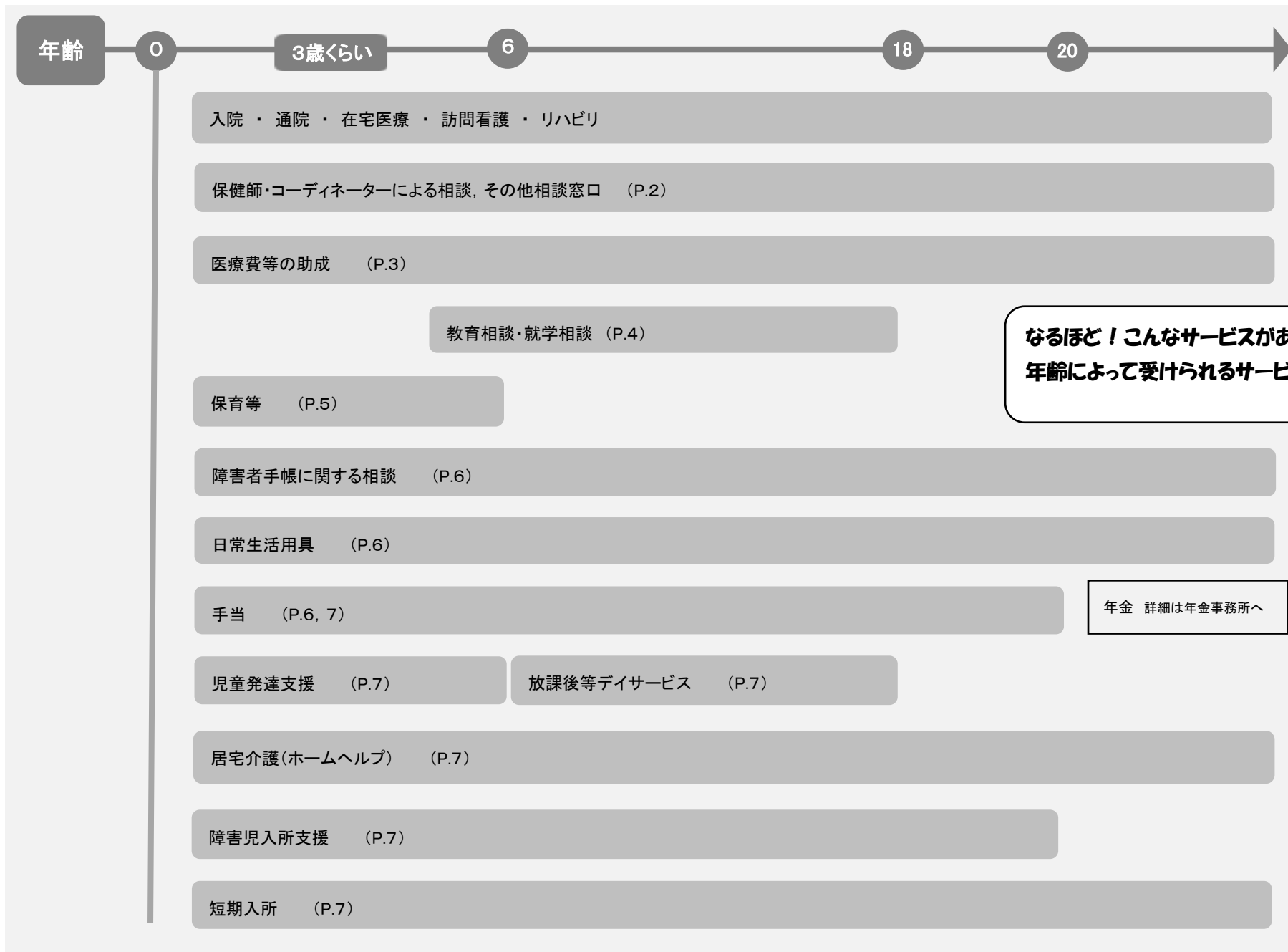
医療的ケアが必要なお子さんの 相談窓口・各種制度のご案内



土浦市 保健福祉部 障害福祉課

令和3年5月発行

紹介しているサービス等の一覧



なるほど！こんなサービスがあるんだね！
年齢によって受けられるサービスが変わるんだね！



相談窓口のご案内

- 本市では、医療的ケアが日常的に必要なお子さんの生活を支えるため、医療的ケア児等コーディネーターがお子さんやご家族の心配事の相談に、電話対応やご自宅訪問で応じます。

◆医療的ケアとは？

- たんの吸引、経管栄養、胃ろう、人工呼吸器の管理など、日常生活を送るうえで行われている医療行為。

●医療的ケア児等コーディネーターに関する窓口

- 医療的ケア児等コーディネーターへの相談をご希望の方は、下記へご連絡ください。

■お問い合わせ先 土浦市障害福祉課
Tel 029-826-1111（代表）内線2470

気軽に連絡してください！
ご自宅での生活を一緒に
考えていきましょう！！



●障害福祉課

- 各種障害者手帳、障害福祉サービスの利用、各種障害者手当に関することなどをお問い合わせください。

■お問い合わせ先 Tel 029-826-1111（代表）

●療育支援センター 早期療育相談

- お子さんの発達の相談、子育ての相談、療育等のサービスの相談に応じます。相談支援専門員が、お子さんのニーズに沿った障害児支援利用計画を作成し、必要な各サービスの情報提供や、サービス事業所との連絡調整を行います。
- 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、相談支援を提供しています。

■お問い合わせ先 Tel 029-822-3411（保健センター内）

●こども包括支援課

- 保健師がお子さんの健康や発育発達について相談に応じます。未熟児養育医療給付事業の手続きも行っています。

■お問い合わせ先 Tel 029-826-1111（代表）内線2511

子育て世代包括支援センター

- 保健師・助産師・子育て支援コンシェルジュなどのスタッフが、お子さんに関する心配事について、相談に応じています。

■お問い合わせ先 Tel 029-826-3381（相談専用）

●土浦市基幹相談支援センター

- 障害者手帳の有無に関わらず、障害のある方やそのご家族等を対象に、福祉制度やサービスの情報提供、生活全般の総合相談を行っています。

■お問い合わせ先 Tel 029-821-5995（土浦市社会福祉協議会内）

●健康増進課

- 予防接種に関する手続きを行っています。

■お問い合わせ先 Tel 029-826-3471（保健センター内）

○医療的ケアが必要なお子さんが利用できるサービス○

* 手帳の等級や本人の病状に応じて対象となるサービスが異なります。各問い合わせ窓口までご連絡ください。



医療				
制度	事業概要	対象者	対象者年齢	問い合わせ窓口
未熟児養育医療 給付事業	未熟児(身体の発育が未熟のまま出生した乳児(1歳未満)であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの方)に対して、医療保険の自己負担分を補助します。	次のいずれかに該当する方で、医師が入院養育を必要と認めた未熟児 ・出生時の体重が2,000g以下の方 ・生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていない方	未熟児 (1歳未満)	土浦市 こども包括支援課 内線2511
小児慢性特定 疾病医療費	患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担の一部を助成します。	小児慢性特定疾病児童等	0歳～18歳 (更新の場合は20歳)	土浦保健所 029-821-5398
指定難病特定医療費	指定難病にかかっている患者の医療費の自己負担分の一部を助成します。(小児慢性特定疾病と共通の疾病については、小児慢性特定疾病医療費で助成。)	指定難病の診断を受けた児童	制限なし	
重度心身障害者等 医療福祉費支給制度 (マル福)	医療機関等にかかった場合の医療費(医療保険適用分)を助成する制度です。扶養義務者等の所得制限があります。	・身体障害者1級、2級の交付を受けている方 ・療育手帳の判定A、OAの交付を受けている方 ・療育手帳の判定Bの交付を受けていて、かつ身体障害者手帳3級の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方等	制限なし	土浦市 国保年金課 内線2316
自立支援医療 (育成医療, 精神通院)	通院医療費の2割を公費で負担します。 (マル福に優先します。)	育成医療 身体障害者の認定に相当する程度の身体上の障害を有する方、又は医療を行なわなければ同程度の障害を残すと認められる者	18歳未満	土浦市 障害福祉課 内線2454
		精神通院 医師により精神疾患(てんかんを含む)の診断を受け、通院による継続的な治療が必要と認められた者	制限なし	土浦市 障害福祉課 内線2343

救急

制度	事業概要	対象者	対象者年齢	問い合わせ窓口
要援護特定在宅療法 継続者登録制度	特殊な医療機器を使用し療養している方の住所、状態、医療機関などを把握し、適切な応急処置と迅速な救急搬送を行います。	人工呼吸器を使用している方、気管挿管カニューレを挿入している方、その他医師が必要と認めた方で、本人または家族から申請のあった方	制限なし	土浦市消防本部 警防救急課 029-821-0119

教育

制度	事業概要	対象者	対象者年齢	問い合わせ窓口
特別支援学校における センター的機能	特別支援学校は、保・幼・小・中・高等学校等の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒等のための、個別の指導計画等の作成や学習上または生活上の困難を改善するための支援を関係機関と連携して進めていきます。	教員、幼児児童生徒等及びその保護者	0～就学中	各特別支援学校
県立特別支援学校 における医療的ケア	・医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の維持・増進と安全で安心な学習環境を整え、教育活動の充実を図ります。 ・県立特別支援学校において、看護職員又は看護職員の援助の下に行う教員が治療目的ではなく、家庭等で日常的に行われているたんの吸引・経管栄養等の医行為を健康維持と生活の援助のために、特定の児童生徒に対して一定の体制・手続きの下で実施します。	主治医からの指示書をもとに、医師や保護者がいない状況下でも医療的ケアを安全に受けることができ、学習活動に参加できる児童生徒	就学中	
教育相談・就学相談	市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続き等について情報提供を行っています。 また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援します。	児童生徒等及びその保護者	乳幼児期 ～ 就学前	土浦市 教育委員会 指導課 内線5131
特別支援教育 就学奨励費	特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、補助する仕組みです。	児童生徒等の保護者	就学中	県・市町村教育 委員会 各特別支援学校

子育て支援

制度	事業概要	対象者	対象者年齢	問い合わせ窓口
保育所	就労等している保護者に代わって、保育を必要とする乳幼児の保育を行います。	0歳から就学前の保育を必要とする方	0歳～5歳	土浦市 保育課 内線2770
放課後児童クラブ	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えます。	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない方	小学校に就学している児童	土浦市 保育課 内線5171

保健

制度	事業概要	対象者	対象者年齢	問い合わせ窓口
小児慢性特定疾患児 日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図ることを目的として、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。 (以下給付対象品目例) 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター、ストーマ装具(消化器系)等	小児慢性特定疾病児童等	0歳～18歳 (更新の場合は20歳)	土浦市 障害福祉課 内線2365



障害福祉

制度	事業概要	対象者	対象者年齢	問い合わせ窓口
療育手帳	知的障害児・者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は茨城県福祉相談センターにおいて知的障害と判定された者に対して、茨城県知事が交付します。有料道路割引、税の控除、マル福等、等級によって様々なサービスが受けられます。交付の手続き等についてはお問い合わせください。	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者	制限なし	18歳未満 土浦児童相談所 029-821-4595 18歳以上 福祉相談センター 029-221-0800
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童について、福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等	20歳未満	土浦市 こども政策課 内線2304
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある方に対して、土浦市が交付します。有料道路割引、税の控除、マル福等、等級によって様々なサービスが受けられます。対象となる障害、交付の手続きについてはお問い合わせください。	身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害がある者	制限なし	土浦市 障害福祉課 内線2454
日常生活用具給付事業	障害者等の日常生活上の便宜を図るための用具の給付を行います。 (例 電気式たん吸引器等の「在宅療養等支援用具」や特殊寝台等の「介護・訓練支援用具」等) ※具体的な対象用具は、告示で定める「用具の要件」をすべて満たし、「用具の用途及び形状」のいずれかに該当する物について、市が定めます。	日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等として市が定める者	制限なし	
補装具費支給制度	身体障害児もしくは難病患者に対して、日常生活上必要な車いす、杖、補聴器、装具等の費用の補助を行います。	補装具を必要とする身体障害児・者、難病患者	制限なし	
障害児福祉手当	特別障害児の福祉の向上を図ることを目的として、重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的・物質的な特別な負担の軽減の一助として手当を支給します。	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方	20歳未満	土浦市 障害福祉課 内線2339

障害福祉

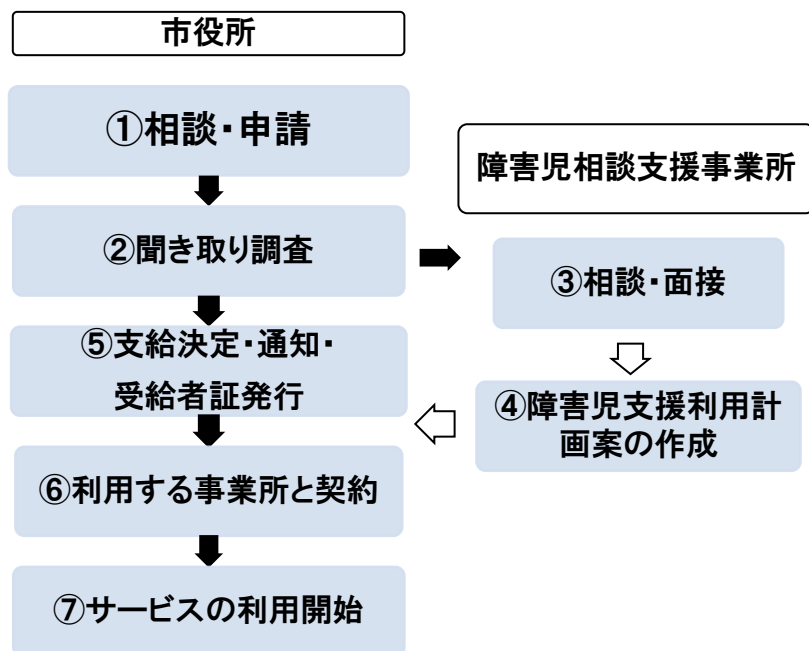
制度		事業概要	対象者	対象者年齢	問い合わせ窓口
心身障害児(者)福祉手当		障害者手帳を交付されている児童等に対し、手当を支給します。	障害者手帳を交付されている児童、特別読児童扶養手当対象児童で、他の福祉手当や障害基礎年金を受給している方や施設に入所している方は除きます	制限なし 軽度の場合 20歳未満まで	土浦市 障害福祉課 内線2339
難病患者福祉手当		難病患者に対し手当を支給します。	一般特定疾患医療受給者証、茨城県の指定難病特定医療受給者証の交付を受けている方で、施設に入所している方や生活保護受給者は除きます	制限なし	
心身障害者扶養共済制度		障害のある方を育てている保護者が毎月掛金を納めることで、保護者が亡くなった時などに、障害のある方に対し一定額の年金を一生涯支給します。	障害のある方を扶養している保護者	65歳未満	
いばらき身障者等駐車場利用証制度		身障者等用駐車場に駐車する際に車内に掲示する利用証を、障害者手帳の交付を受ける歩行困難な児童等に交付します。	障害者手帳を所持又は難病の指定を受けている者で、茨城県の交付要件を満たしている者	制限なし	
障害福祉サービス（手続きの流れはP8）	児童発達支援事業	療育施設において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 ②保育園や幼稚園に在籍しており、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童	0歳～6歳	土浦市 障害福祉課 内線2470
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児	6歳～18歳	
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	入浴、排泄、食事その他の支援を必要とする障害児及び障害者	制限なし	
	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	入浴、排泄、食事その他の支援を必要とする障害児及び障害者	制限なし	
	障害児相談支援事業、計画相談支援	障害児通所支援や障害福祉サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後には、事業者等と連絡調整を行い、障害児支援利用計画等を作成します。随時、発達に関する相談を受けています。	給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者	0歳～18歳	土浦市 療育支援センター 早期療育相談 029-822-3411
障害児入所施設（福祉型・医療型）		施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。	県知事が入所を必要と認めた児童	0歳～18歳	土浦児童相談所 029-821-4595

障害福祉サービスの利用方法

●障害福祉サービスの種類

- 児童発達支援・・・・・・・・発達に特別な支援が必要と認められる就学前までの児童が利用できます。
日常生活における基本的動作及び知識や技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、必要な指導及び訓練を行います。
 - 放課後等デイサービス・・・・発達に特別な支援が必要と認められる小学生から高校生までの児童・生徒が利用できます。
放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
 - その他、日常生活に必要な支援を受けられるサービスもあります。
- ※詳しくは、障害福祉課 障害福祉係（内線2470）へご相談ください。

●障害福祉サービス利用までの流れ



●障害児支援利用計画・障害児相談支援事業所とは

- ・「障害児支援利用計画」とは、サービス利用者の心身の状態及び利用者・家族のニーズに基づいた支援目標が記載されており、障害福祉サービスを利用するにあたって必要となります。
この「障害児支援利用計画」を作成する相談支援専門員がいるところが障害児相談支援事業所になります。
- ・相談支援専門員は、サービス利用に向けての目標の他に、利用者に必要なサービスの情報提供・調整、サービス事業所との連絡調整を行っています。また、一定期間ごとにモニタリングを行い、適切なサービスを受けられるように支援します。



発行：土浦市役所 保健福祉部障害福祉課 障害福祉係

〒300-8686 茨城県土浦市大和町 9 番1号